

放課後子ども総合プラン 登米市行動計画 改訂版

令和2年4月

登 米 市

目 次

1 計画策定の趣旨・目的

2 計画の期間

3 登米市の実施状況

- (1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室について
- (2) 放課後児童クラブの状況
- (3) 放課後子ども教室の状況

4 具体的方策、目標等

- (1) 放課後児童クラブの令和6年度までの整備計画及び目標事業量
- (2) 放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画及び目標事業量
- (3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的なまたは連携による実施に関する具体的な方策
- (4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
- (5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- (6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- (7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

【参考資料】

- 登米市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱
- 登米市放課後子ども総合プラン運営委員会委員名簿

1 計画策定の趣旨・目的

国は、平成 30 年 9 月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」*1 において、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的なまたは連携した実施を一層進めることとしています。

本市においては、平成 19 年度策定「登米市放課後子どもプラン」、平成 22 年度策定「登米市放課後子どもプラン後期計画」、そして、平成 28 年度策定「放課後子ども総合プラン登米市行動計画」を基に放課後児童クラブと放課後子ども教室の開設と連携実施について努めてきました。

今後、国の「新・放課後子ども総合プラン」*1 に則り、両事業の更なる一体化、より密な連携した運営が求められています。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定するものであり、次世代育成支援行動計画を包含したものとし包含したものとして令和 2 年 4 月に策定した「第二期登米市子ども・子育て支援事業計画」を上位計画とし、「放課後子ども総合プラン」の取り組みを進めていくものです。

*1 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めようとするもの。

2 計画の期間

本計画は「第二期登米市子ども・子育て支援事業計画」を上位計画と位置づけ策定することから、計画の期間は上位計画と同じ令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

3 登米市の実施状況

(1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室について

項目	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
目的内容	安全・安心な子どもの活動拠点。 <u>体験活動（スポーツ体験、工作、料理、農業体験、職場訪問、季節のイベントの等）、地域住民との交流活動などを行う。</u>	<u>保護者が労働等により昼間家庭にいない</u> 小学生へ放課後の生活の場を提供し、 <u>保育</u> を行う。 <u>家庭に代わる生活の場所</u> （宿題、昼寝）、 <u>保護者に代わる生活指導</u> （しつけ、掃除等の指導）、おやつを提供。
法的位置づけ	<u>社会教育事業</u>	<u>社会福祉事業</u> （児童福祉法第6条の3第2項に規程）
対象児童	すべての小学生	<u>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生</u>
実施場所	学校の余裕教室	児童館、児童活動センター、公民館、保健センター、林業センター、学校の余裕教室等
利用料	実費負担（教材代等）	実費負担 （保険代、教材代、おやつ代）
スタッフ	地域のボランティア 『子どもの見守り』	放課後児童支援員の資格を有する者 『子どもたちの親代わり』
国の所管	文部科学省	厚生労働省
経緯	平成16年度から3年間実施された「 <u>地域子ども教室</u> 」が前身。 <u>保護者の就労有無に関わらず全ての児童が参加できる</u> もので「地域の教育力向上」がねらい。 その後平成19年度に補習等学習支援機能が付加され「放課後子ども教室」と改称し、全ての小学校区での設置を目指している。	民間保育所、地域婦人団体等で子どもを預かる取組はあったが、 <u>核家族化や共働き等によるかぎっ子問題、青少年の非行等が社会問題化。</u> 児童放課後対策への公的支援が始まり、少子化問題への対応で国庫補助の増額や、 <u>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）が法制化</u> された。

(2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の就学児童を対象として、放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、児童の健全な育成を図ることを目的に実施しています。

令和元年5月1日現在、放課後児童クラブは公立15クラブ、民間5クラブあり、合計1,207人が登録しています。公立の放課後児童クラブの開設時間は、平日は放課後から午後6時30分まで、土曜日と長期休業等は午前7時30分から午後6時30分までとなっており、開設場所は小学校内の余裕教室、児童館、児童活動センター及び公民館等で運営しています。

小学校の児童数は減少していますが放課後児童クラブの登録児童数は増加しており、待機児童は特に高学年で多くなっています。

●小学校児童数と放課後児童クラブの登録児童数（基準日：5月1日）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校児童数	4,080	3,991	3,902	3,805	3,760
公立児童クラブ (待機数)	746 (0)	841 (30)	921 (42)	944 (75)	1,006 (66)
民間児童クラブ	75	133	149	153	201
合計	821	974	1,070	1,097	1,207

現在、利用料金は無料で、おやつ代などの実費分は保護者負担となっていますが、適正・公平な受益者負担の観点から放課後児童クラブの有料化に向けた検討を進めています。

本市が定める運営基準では、児童1人につき概ね1.65平方メートル以上の面積が必要であり、待機児童解消のためには場所の確保が課題となっています。

また、登録児童数概ね30人に対して放課後児童支援員2人以上の配置を規定し、令和元年5月1日現在77人の支援員等がいますが、一部で土曜日や長期休業は人員が不足することから実施場所を集約している状況にあります。

今後、放課後児童クラブの体制整備を進めていくうえでも、放課後児童支援員の確保も大きな課題となっています。

国では、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、小1の壁や待機児童問題の解決のため、余裕教室の更なる活用が必要不可欠であるとしており、放課後子ども教室と放課後児童クラブの更なる連携が求められています。

(3) 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は、全ての小学生を対象として、放課後の安全・安心な活動拠点を確保し、体験活動や地域住民との交流活動を行うことを目的に実施しています。

現在、市内 11 か所で開設しており、主に小学校の余裕教室を利用して運営しています。開設時間は授業日の放課後から午後 4 時 30 分ごろまでとしていますが、6 か所の教室では保護者の希望により毎日開催型で開催しており、午後 6 時もしくは午後 6 時 30 分まで延長して利用することが可能となっています。利用料金は無料となっていますが、活動内容によっては材料費などの実費負担分の個人負担があります。

放課後子ども教室を利用する児童は、年々増えてきており、令和 2 年 3 月現在 434 人の児童が利用登録をしています。教室の運営は、コーディネーター、学習アドバイザー及び安全管理員の 70 人で行われており、地域のスタッフが活動を支えています。

また、現在の放課後子ども教室は、復興庁の「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を活用して運営していますが、復興の進展に伴って、令和 2 年度をもって同事業が終了することから、令和 3 年度以降は文部科学省の補助金等を活用する予定であり、補助割合の見直しにより本市財政への影響が懸念されます。

なお、年々利用希望者が増加していることから、空き教室の確保やスタッフの人員確保が課題となっており、地域住民とのより一層の連携を深めながら、課題解消を目指すことが必要とされています。

●各小学校における放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況

(令和元年10月1日現在)

No.	学校名	放課後子ども教室		一体型 連携型	放課後児童クラブ	
		活動日	開所時間		クラブ名	開設場所
1	佐 沼				佐 沼	迫児童館
2	新 田	不定期	16:30 まで	一体型	新 田	新田中学校
3	北 方	月・金	16:30 まで	一体型	北 方	北方小学校・北方公民館
4	登 米	不定期		一体型	登 米	登米児童館
5	錦 織				錦 織	錦織ふれあいセンター
6	米 谷				東 和	米谷児童活動センター
7	米 川	月～金	18:30 まで		※	※平日は子ども教室利用
8	石 森				石 森	石森小学校
9	加賀野				加賀野	中田児童館
10	上 沼				上 沼	上沼児童活動センター 上沼ふれあいセンター
11	宝 江				宝 江	宝江小学校
12	浅 水	月～金	18:30 まで		※	※平日は子ども教室利用
13	豊 里	月～金	18:30 まで		豊 里	豊里多目的研修センター
14	米 岡				米 山	米山児童館
15	中津山					米山児童館 (タクシー移動)
16	米山東	月～金	18:30 まで		※	※平日は子ども教室利用
17	石 越	月～金	18:00 まで		石 越	石越保健センター
18	南 方	不定期		一体型	南 方	南方小学校
19	西 郷					西郷小学校
20	東 郷					南方子育てサポートセンター (バス移動)
21	柳 津	第一・第三水	16:30 まで	連携型	津 山	津山林業総合センター
22	横 山	月～金	18:30 まで			津山林業総合センター (タクシー移動)

4 具体的方策、目標等

(1) 放課後児童クラブの令和6年度までの整備計画及び目標整備量

放課後児童クラブは、現在全ての町域で20クラブ（うち民間5クラブ）を開設しています。現在、毎日開催型での運営を行っている放課後子ども教室が、令和3年度から、下校時刻までの短縮運営や一体型・連携型へ移行することから、放課後児童クラブの体制を整備し受入れ児童の拡大に取り組みます。

また、待機児童解消のため放課後児童クラブの受入れ枠拡充が必要な地区については、小学校の余裕教室等の活用について努めます。併せて広範囲の受入れが行える民間児童クラブの施設整備の支援を行います。

●登録児童数及び目標整備量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	1,236	1,241	1,263	1,236	1,208
低学年	875	884	884	842	812
高学年	361	357	379	394	396
定員	1,240	1,300	1,340	1,340	1,340
公立	990	1,030	1,030	1,030	1,030
民間	250	270	310	310	310

① 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブへの活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブの余裕教室借用にあたっては、平日の開所時間や土曜日や長期休暇の利用について、安全管理や防犯の観点も踏まえ引き続き学校長と協議を行いながら、放課後における児童の安全で安心な居場所づくりのため積極的な利用の促進に取り組みます。

② 長期休業期間における放課後児童支援員等の人員確保に関する方策

長期休業期間は2交代体制となり人員が不足することから、長期休暇を見据えた人材の雇用について検討を行います。

③ 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

新・放課後子ども総合プランに基づき全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後子ども教室との一体的な実施に取り組むとともに、民間児童クラブへの補助により民間ならではの特徴を活かした未就学児との交流活動や学区を超えた児童の交流活動など、多様なニーズへの対応を図ります。

また、地域での「遊びの場」や「生活の場」の環境づくりも視野に入れ、保護者や地域住民が協力しながら児童健全育成に関わることができるよう地域交流事業の推進に努めます。

(2) 放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画及び目標整備量

令和6年度までに、すべての小学校区での放課後子ども教室開設に向けて計画的な整備を推進します。

国では、児童福祉・教育分野における施策を踏まえ、放課後児童クラブ待機児童の早期解消や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全、安心な居場所確保等を中心とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

そのなかで、『全ての小学校区で両事業を一体的に又は連携して実施すること』を目標に掲げておりますが、本市においても、目標の達成に向けた取組を推進するとともに、令和3年度からは、現在下校時間以降も実施している教室を、下校時間までの運営もしくは放課後児童クラブと一体型^{*2}・連携型^{*3}での運営へ移行を推進し、持続可能な事業の実施を目指します。

また、保護者が労働等により昼間家庭に保護者がいないために、家庭に代わる生活の場所が必要とされ、放課後子ども教室を利用している児童に関しては、放課後児童クラブで受け入れを行うための調整を図ります。

*2 一体型

放課後児童クラブと放課後子ども教室が、同一の小学校内もしくは隣接場所等にあり、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できること。

*3 連携型

どちらか一方が小学校内等以外の場所にあり、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できること。

●令和2年度から令和6年度までの実施計画

目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 既存一体型・連携型 登録児童数	170	170	162	151	142
B 令和2年度以降 新規開設登録児童数	10	20	30	40	55
C 既存毎日開催型 教室登録人数	256	273	261	240	238
合計	436	463	453	431	435

A 既存の一体型・連携型放課後子ども教室開設校、各校の全校児童数と登録人数の割合を基に算出

B 令和2年度時点で放課後子ども教室が未開設である学校の全校児童数と既存の一体型・連携型の放課後子ども教室開設校の登録人数の割合を基に算出

令和2年度から令和5年度までは2校、令和6年度は3校の新規開設の見込

C 既存の毎日開催型の放課後子ども教室開設校、各校の全校児童数と登録人数の割合を基に算出
令和3年度に、現在毎日開催型での運営を行っている教室を下校時間までの短縮運営、一体型・連携型への移行を実施する

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的なまたは連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的実施又は連携による実施は、放課後児童クラブ支援員、放課後子ども教室のコーディネーター及びスタッフが、事業企画段階から連携することが必要です。

そのため、コミュニティスクール、地域、学校、学校関係者との連絡調整を行い、情報の共有を続けて参ります。

(4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

令和元年度時点で、放課後児童クラブは6校、放課後子ども教室は11校が小学校の余裕教室等を活用し、それぞれ活動をしています。

今後は、定期的に小学校への余裕教室の調査等を行い、小学校、福祉事務所及び生涯学習課が連携をとりながら、放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施場所として、積極的な活用を努めます。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの実施事務局である福祉事務所子育て支援課、放課後子ども教室実施事務局である教育部生涯学習課での定期的な事務局打合せの機会を設けます。実施状況や課題、スタッフや地域の声等、様々な情報を常に共有することで、事業検証や課題の解決に向け、対応していきます。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施においては、利用児童に事故等があった場合、それぞれの実施事務局にて責任を持って対応していきます。

(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

公立児童クラブは午後6時30分まで、民間児童クラブはおおむね午後7時00分までとなっています。ファミリー・サポート・センター事業^{*3}の活用や、民間の放課後児童クラブとの連携を模索しながら、地域の実情と保護者のニーズ^{*4}に応じた開所時間を検討していきます。

^{*3} ファミリーサポートファミリー・サポート・センター事業

子育ての手伝いを受けたい人（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）がそれぞれ会員登録し、相互の信頼関係のもとに子どもを預けたり預かったりする地域ぐるみの子育て支援です

※4 開所時間の延長ニーズ

平成 30 年 12 月実施「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（調査対象：就学前児童・小学生のいる全 2,200 世帯）において、児童クラブを利用する・今後利用したい方が希望する終了時間は 18 時台が 49.6%で最も多く、次いで 17 時台で 25.7%となっている。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室にて、特別な配慮を必要とする児童が登録し、活動する場合には、保護者、学校及び保健師との間において密な情報共有を図ります。

特別な配慮を必要とする子どもが、他の子どもたちと共に活動できることを目指し、全ての子どもたちにとってより良い環境づくりを推進します。

また、放課後児童クラブにおいては、必要とする支援に応じた適切な対応をとるため、各種研修において支援員に求められる知識や技能等を研鑽するとともに、必要に応じて補助指導員の加配を行う等、体制整備に努めます。

【参考資料】

登米市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

平成 19 年 5 月 31 日
教育委員会告示第 25 号

(設置)

第 1 条 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後子ども総合プラン推進事業」という。）について検討するため、登米市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 放課後子ども総合プラン推進事業の計画に関すること
- (2) 事業実施後の検証及び評価に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、放課後子ども総合プラン推進事業の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 運営委員会の委員は 16 人以内とし、行政関係者、学校関係者、PTA 関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者等のうちから、教育長が委嘱する。

- 2 運営委員会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、運営委員会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 運営委員会の事務を処理するため、教育委員会教育部生涯学習課に事務局を置く。

- 2 運営委員会の事務局員は、教育委員会教育部生涯学習課、教育企画室及び福祉事務所子育て支援課の職員をもって構成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月1日教育委員会告示第31号)

この告示は、平成22年10月1日から施行し、改正後の登米市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

登米市放課後子ども総合プラン運営委員会委員名簿

(任期：令和元年9月18日から令和3年3月31日)

No	氏名	役職名	備考
1	菊 祐二郎	石森小学校 校長	会 長
2	鹿野 良子	登米市子ども・子育て会議 会長	副会長
3	小橋 三男	登米市子ども会育成会連絡協議会 会長	
4	佐藤 成賢	登米市PTA 連合会 副会長	
5	鈴木 香	登米市コミュニティ推進協議会 会長	
6	星 仁	迫児童クラブ保護者会 会長	
7	古関 美穂	米山東小学校 放課後子ども教室 保護者	
8	秋山 千恵	豊里小学校 放課後子ども教室 コーディネーター	
9	高橋 弘子	ビックフォーセーフティパトロール隊	
10	關 嘉基	登米市民生委員児童委員協議会 会長	令和元年9月18日から 令和元年11月30日まで

令和2年4月策定

放課後子ども総合プラン登米市行動計画 改訂版

発行 登米市教育委員会

〒989-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18

TEL : 0220-34-2318 FAX : 0220-34-2504

<http://www.city.tome.miyagi.jp/kyoiku/index.html>